

# 富山県農林水産部 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」 試行要領

## 1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の安全（熱中症対策）に係る経費に関し、現場管理費率の補正を行う試行工事を実施する。

## 2 用語の定義

### (1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

### (2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみ実施している

期間、工事一時中止している期間、余裕期間は含まない。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

### (4) 基準日

工期期間中の真夏日日数を算定する際の始期のことをいう(既契約工事に適用)。

## 3 対象工事等

### (1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

### (2) 対象地域

すべての地域を対象とする。

## 4 気温の計測方法

気温の計測方法については、以下のとおりとする。

### (1) 土地改良事業

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下、「地上・地域気象観測所」）の気温、及び環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする（気象観測所位置は参考資料①を参照）。

なお、WBGTを用いる場合はWBGTが25℃以上となる日を真夏日とみ

なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

## (2) 森林整備保全事業

ア 工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所（以下、「地上・地域気象観測所」）の気温の計測結果を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、工事現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表とする 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

イ アの気温の計測結果（工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

### 【算定式】

補正後の気温（℃）

$$= \text{気温（℃）} - \text{標高差（m）} \times 0.6 / 100 \text{（m）}$$

※補正後の気温は、小数点第 2 位四捨五入 1 位止めとする。

ただし、標高差（m）＝工事現場の標高（m）－計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第 1 位四捨五入整数止めとする。

## 5 対象工事の実施

### (1) 発注時

発注者は、対象工事を発注する場合は、次のとおり特別仕様書に記載する。

#### 第〇条 その他

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。
- 2 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行の実施にあたっては、「富山県農林水産部 熱中症対策に資する現場管理費率の補正試行要領」によるものとする。この試行要領は、下記の富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる。

([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1602/kj00021720-027-01.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00021720-027-01.html))

### (2) 契約後

受注者は工事着手前に、工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法（例：気象観測所の観測データを添付 など）を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。

### (3) 工事完了後

ア 受注者は、施工計画書に記載した計測方法にもとづき、工事打合せ簿にて、計測結果資料と真夏日日数算定書（別添参照）を監督員へ提出する。

イ 監督員は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率に補正係数を乗じた補正値を算出し、現場管理費率に加算した上で設計変更を行う。

### (4) 既契約工事の取扱い

ア 既契約工事については、工事打合せ簿により、試行の適用を協議するものとし、受注者は工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法（例：気象観測上の観測データを添付など）・基準日を記載した変更施工計画書を作成し、監督員へ提出する。

イ 試行に際しては、受発注者での協議により「基準日」を定めることとし、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

ウ 計測方法については、4に準じること

エ 工事完了後の取扱いは、5(3)を参照すること。

### (5) 補正方法等

現場管理費の補正は、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

なお、補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

$$\text{現場管理費} = \text{対象金額} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

ただし、森林整備保全事業の補正値については、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。

#### 附 則

1 この要領は、令和2年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。

2 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。

なお、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年5月11日以降とする。

## 附 則

この要領において、真夏日の定義を日最高気温が30℃以上の日とするのは、令和5年6月8日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。

ただし、令和2年5月11日から令和5年5月7日の期間で新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施している場合、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とできる。